

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人奈賀隆雄の上告趣意は、原判決が控訴を棄却するにあたり、被告人が組織暴力団に属していたこと、および前科八犯あること、を理由としたのは憲法一四条に違反するというのである。

しかし、原判決は、被告人が組織暴力団に属していた事実を被告人の経歴等諸般の情状とともに量刑の一資料としたにすぎず、被告人が組織暴力団体に属していたことをもつて直ちに被告人に対し不利益な差別的処理をしたものでないから、暴力団に関する所論違憲の主張は前提を欠き、また、原判決が被告人の前科を量刑上参酌したからといつて何ら憲法一四条に違反するものでないことは、当裁判所の判例（昭和二四年（れ）第一二六〇号同年一二月二一日大法廷判決、刑集三卷一二号二〇六二頁、同二三年（れ）第四三五号同年一〇月六日大法廷判決、刑集二卷一十一号一二七五頁、同二四年新（れ）第八八号同二五年一月二四日第三小法廷判決、刑集四卷一号五四頁各参照）の趣旨に照らし明らかであるから、前科に関する所論違憲の主張は理由がない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四四年三月二八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草	鹿	浅	之	介
裁判官	城	戸	芳	彦	
裁判官	色	川	幸	太	郎
裁判官	村	上	朝	一	